



# 熊本県公報

第13340号  
令和6年(2024年)  
6月18日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目次

告 示	
○道路の区域変更	(道路保全課) 1
○特定養殖共済義務加入に係る契約締結申込みの同意設立	(団体支援課) 1
○出口対策システム用サーバ等の賃貸借に係る一般競争入札の参加資格等	(システム改革課) 2
○くろまぐろに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可 量の変更	(水産振興課) 2
○令和6年度(2024年度)家畜商講習会の開催	(畜産課) 3
公 告	
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 4
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	( 〃 ) 4
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	( 〃 ) 4
○大規模小売店舗立地法に基づく新設届出	(商工振興金融課) 4
○令和5年度(2023年度)下期の熊本県病院事業の業務の 状況	(障がい者支援課) 5
○大規模小売店舗立地法に基づく新設届出	(商工振興金融課) 9
○益城台地中土地区画整理事業の事業計画(第3回変更)の認 可	(都市計画課) 9
○出口対策システム用サーバ等の賃貸借に係る一般競争入札の 実施	(システム改革課) 10
登 載 依 頼	
○熊本県学校給食費の収入に係る指定納付受託者の指定	(学校人事課) 13
○環境影響評価準備書の縦覧等	(株式会社大) 13

## 告 示

### 熊本県告示第608号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和6年(2024年)6月18日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年(2024年)6月18日

熊本県知事 木 村 敬

#### 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	水俣田浦線	葦北郡津奈木町大字福浜字竹迫 4640番地先から 同所	前	18.7 ～ 66.6	472.2	旧道移管
				3.5 ～ 53.8		
		4677番3地先まで	後	18.7 ～ 66.6	472.2	

#### 2 区域を変更する期日 令和6年(2024年)6月18日

### 熊本県告示第609号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出があり、同法第125条の6第1項に規定す

る要件に適合すると認められるので、同条第3項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年(2024年)6月18日

熊本県知事 木 村 敬

(養殖業の種類) くるまえび養殖業

名 称	区 域
大矢野松島三角加入区	上天草市大矢野町(維和の地区を除く)、同松島町及び宇城市三角町の地区
五和加入区	天草市五和町の地区

熊本県告示第610号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和6年(2024年)6月18日

熊本県知事 木 村 敬

- 競争入札に付する事項  
出口対策システム用サーバ等の賃貸借 一式
- 入札参加資格  
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。
- 入札参加資格を得るための申請方法等
  - 申請の方法  
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
  - 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先  
熊本県出納局管理調達課管理班  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581
  - 競争入札参加資格審査申請書の受付期間  
公告の日から令和6年(2024年)7月2日(火)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
  - 競争入札参加資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
  - 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和9年(2027年)3月31日までとする。
  - 有効期間の更新手続  
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和8年(2026年)9月1日から令和8年(2026年)10月31日(熊本県の休日等を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県告示第611号

漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第16条第1項の規定により、くろまぐろに関する令和6管理年度(令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量を次のとおり変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定により、公表する。

令和6年(2024年)6月18日

熊本県知事 木 村 敬

特定水産資源のくろまぐろに関する令和6管理年度における法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量	
	変更前	変更後
熊本県くろまぐろ(小型魚)知事管理区分	6.5トン	14.0トン
熊本県くろまぐろ(大型魚)知事管理区分	5.6トン	6.2トン

## 熊本県告示第612号

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定に基づき、令和6年度（2024年度）熊本県家畜商講習会を次のとおり開催する。

令和6年（2024年）6月18日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 講習会の目的  
家畜取引の業務に関し必要な知識を習得させることを目的とする。
- 2 受講対象者  
家畜商の免許を受けて家畜取引の事業を営もうとする者又は家畜取引の業務に従事しようとする者。
- 3 講習会の日時及び場所
  - (1) 日時  
令和6年（2024年）8月29日 午前8時50分から午後5時まで  
令和6年（2024年）8月30日 午前8時50分から午後5時15分まで
  - (2) 場所  
熊本県立農業高等学校  
所在地：熊本県合志市栄3805  
電話番号：096-248-1188
- 4 講習科目及び講習時間
  - (1) 家畜の取引に関する法令 4時間
  - (2) 家畜の品種及び特徴 4時間
  - (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間
- 5 受講手続
  - (1) 提出書類  
ア 必要事項を記入した家畜商講習会受講申込書（別記様式第1号）  
イ 受講手数料3,300円（熊本県収入証紙を受講申込書に貼付。）  
※現金書留（返信用封筒を同封）で購入も可。  
宛先：熊本県庁地下売店（〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）  
ウ 写真2枚（申込前6月以内に撮影した、上半身、正面、無帽で本人と識別できるもの。サイズは、縦4センチメートル、横3センチメートル程度のもの。1枚は、受講申込書に貼り付け、1枚は、同封すること。）
  - (2) 提出先  
ア 県内在住の受講希望者は、各広域本部（地域振興局）農業・普及振興課に上記(1)を提出すること（郵送も可）。県外在住の受講希望者は、熊本県農林水産部生産経営局畜産課（以下「畜産課」という。）に上記(1)を郵送にて提出すること。  
イ 熊本県立農業高等学校（以下「農業高等学校」という。）の受講希望生は、同校校長を経由して、畜産課に上記(1)を提出すること。
  - (3) 提出期限  
令和6年（2024年）7月22日（月）
  - (4) 受講票の交付  
ア 県内在住の受講希望者（農業高等学校学生を除く。）に対しては、各広域本部（地域振興局）農業普及・振興課から、県外在住の受講希望者に対しては、畜産課から、家畜商講習会受講票（別記様式第2号）を交付する。  
なお、管轄居住地以外からの受講申込みについては、居住地を管轄する局へ転送すること。  
イ 農業高等学校の受講希望生に対しては、畜産課から家畜商講習会受講票（別記様式第2号）を交付する。
- 6 受講上の注意
  - (1) 徴収した受講手数料は、原則返還しない。
  - (2) 受講者は、受講中の携帯電話、タブレット等の利用を原則禁止する。  
ただし、電子書籍を用いる場合は使用可とする。
- 7 講習の免除に係る特例措置  
家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第1条の4第1項ただし書の規定に基づき、獣医師の免許を有する者及び家畜人工授精師の免許を有する者が講習の免除の特例措置の適用を受ける場合は、獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写しを受講申込書に添付すること。  
なお、免除の特例措置の適用を受ける者にあつては、受講科目の一部が免除される。
- 8 修了証明書の交付  
講習会の課程を修了した者には、講習会の終了後、修了証明書を交付する。
- 9 その他
  - (1) 受講生は、受講日に家畜商講習会受講票（知事印が押印された原本）及び筆記具を持参すること。
  - (2) 受講生は、午前8時45分までに、開催場所に設置された受付に受講票を提出し、受付を済ませること。
  - (3) 講習会に使用するテキスト「家畜取引の知識 改訂版」（令和2年改訂版）は、講習会当日に受付において別途販売する。電子書籍の購入を希望する場合は、事前に購入を完了し、受付にて購入していることの確認を受けること。

## 公 告

## 熊本県公告第380号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和6年（2024年）6月18日

熊本県知事 木 村 敬

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市御代志字地藏本1330番13  
354.32平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市東区小峯四丁目4番78-307号サンアメニティ五番館  
址 明美

## 熊本県公告第381号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和6年（2024年）6月18日

熊本県知事 木 村 敬

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市豊岡字南長嶺1709番6の一部  
2,007.33平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市東区长嶺西二丁目9番90号  
令和不動産株式会社

## 熊本県公告第382号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和6年（2024年）6月18日

熊本県知事 木 村 敬

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市栄字六郎2377番3の一部及び2377番7  
498.80平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
合志市栄2377番地4  
本田 勇人

## 熊本県公告第383号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。  
令和6年（2024年）6月18日

熊本県知事 木 村 敬

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパーセンタートライアル益城台店  
上益城郡益城町 益城台地西土地地区画整理事業15街区
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋 亮太	福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

- 大規模小売店舗において、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋 亮太	福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

- 大規模小売店舗の新設をする日  
令和7年（2025年）1月31日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
4,227平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数  
 駐車場No. 1 建物南側 31台  
 駐車場No. 2 建物屋上 179台  
 合計 210台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
 建物南側 54台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
 荷さばき施設No. 1 建物西側 104平方メートル  
 荷さばき施設No. 2 建物西側 65平方メートル  
 合計 169平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
 廃棄物等保管施設No. 1 建物内西側 17立方メートル  
 廃棄物等保管施設No. 2 建物内南側 35立方メートル  
 合計 52立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 24時間営業
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 24時間
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
 2箇所 建物敷地南側及び東側
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 24時間
- 8 届出年月日  
 令和6年(2024年)5月30日
- 9 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
 熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局総務振興課  
 令和6年(2024年)6月18日から令和6年(2024年)10月18日まで
- 10 その他  
 法第8条第2項の規定により意見を有する者は、この公告の日から令和6年(2024年)10月18日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課に提出することができる。  
 なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

**熊本県公告第384号**

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第40条の2第1項の規定により、令和5年度(2023年度)下期の熊本県病院事業の業務の状況を次のとおり公表する。  
 令和6年(2024年)6月18日

熊本県知事 木村 敬

1 事業の概要

(1) 概況

今期の外来患者は、延人数9,493人(うち児童・思春期664人)、1日平均79.8人で、前年度同期と比較すると、延人数では1,415人、1日平均では11.1人の減少となっている。  
 また、入院患者については、延人数13,049人(うち児童・思春期70人)、1日平均71.3人、病床利用率47.5パーセント(稼働病床150床を基礎として算出。)で、前年度同期と比較すると、延人数では651人、1日平均では4人、病床利用率では2.7ポイントの減少となっている。

(2) 患者の状況

① 外来患者の状況(カッコ内は児童・思春期) (単位:人)

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
延人数	1,668 (98)	1,717 (130)	1,560 (107)	1,492 (105)	1,485 (109)	1,571 (115)	9,493 (664)
1日平均	79.4	85.9	78.0	78.5	78.2	78.6	79.8

② 入院患者の状況(カッコ内は児童・思春期) (単位:人)

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
定 床	150	150	150	150	150	150	
延 人 数	2,066 (31)	2,151 (16)	2,183 (0)	2,274 (10)	2,165 (4)	2,210 (9)	13,049 (70)
1 日 平 均	66.6	71.7	70.4	73.4	74.7	71.3	71.3
利 用 率	44.4%	47.8%	46.9%	48.9%	49.8%	47.5%	47.5%

③ 入退院調 (単位：人)

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
入 院 者 数	13	10	7	14	11	14	69
退 院 者 数	11	10	6	12	14	13	66
月 末 患 者 数	70	70	71	73	70	71	

④ 外来患者病名別調 (延人数：患者それぞれの外来通院日数の合計) (単位：人)

		10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
器 質 性 精 神 障 害	認知症	アルツハイマー型		1	1		1	3	
		血管性							
		その他							
	その他	12	14	13	16	15	17	87	
精 神 作 用 物 質 に よ る 精 神 及 び 行 動 の 障 害		アルコール	44	40	34	40	32	41	231
		覚醒剤							
		その他	17	15	13	12	13	13	83
統合失調症		749	710	711	652	677	702	4,201	
気分(感情)障害		387	352	340	327	315	348	2,069	
神経症性障害、ストレス関連障害等		180	198	179	177	154	175	1,063	
生理的障害等		10	7	7	7	5	8	44	
成人のパーソナリティ障害			3	1	1	1	1	7	
知的障害(精神遅延)		29	27	41	37	25	19	178	
心理的発達の障害		132	127	123	109	121	130	742	
小児期及び青年期に通常発症する行動、情緒障害		78	76	59	85	84	78	460	
てんかん		12	4	11	13	7	8	55	
その他		18	143	27	16	36	30	270	
合計		1,668	1,717	1,560	1,492	1,485	1,571	9,493	

⑤ 入院患者病名別調 (延人数：患者それぞれの入院日数の合計) (単位：人)

		10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
器 質 性 精 神 障 害	認知症	アルツハイマー型	15				3	18
		血管性						
		その他						
	その他							
精神作用物質 による精神及 び行動の障害	アルコール	31	30	10	28			99
	覚醒剤							
	その他	62	66	62	62	58	62	372
統合失調症	1,378	1,391	1,485	1,479	1,396	1,461	8,590	
気分(感情)障害	172	233	217	237	254	209	1,322	
神経症性障害、ストレス関連障害等	69	120	125	155	143	137	749	
生理的障害等	35	42	31	39	30	28	205	
成人のパーソナリティ障害	31	30	31	31	29	31	183	
知的障害(精神遅延)	47	45	31	31	29	31	214	
心理的発達の障害	155	150	160	181	174	186	1,006	
小児期及び青年期に通常発症する行動、情緒障害	46	30	31	31	52	62	252	
てんかん	16	14					30	
その他	9						9	
合計		2,066	2,151	2,183	2,274	2,165	2,210	13,049

(3) 職員の状況 (単位：人)

職 種 別	R5(2023).3.31現在	R6(2024).3.31現在
医 師	3	3
医 療 技 術 職 員	10	10
看 護 師	76	69
事 務 職 員	16	17
技 能 労 務 職 員	1	
計	106	99

(注) 特別職である事業管理者1人を除く。

2 経理の状況

(1) 損益計算書(令和5年(2023年)10月1日から令和6年(2024年)3月31日まで) (単位：円)

医業収益	255,165,951	
医業費用	941,396,304	
当期営業損失		686,230,353
医業外収益	576,057,999	
医業外費用	14,085,277	
当期営業外利益		561,972,722
当期経常利益		-124,257,631
特別利益		54,788
特別損失		222,000
当期純利益		-124,424,843

- 3 令和6年度(2024年度)の経営方針
- ・ 県民のための公的精神科医療機関としての使命を果たす。
  - ・ 患者さんの権利を擁護し、患者さんとの相互協力のもとで、安心できる医療を実現する。
  - ・ 患者さんの視点に立ちながら、徹底した医療の安全管理に取り組む。
  - ・ 職員一人ひとりが自己研鑽に努め、お互いの専門性と役割を尊重し、チーム医療を推進する。
  - ・ 全員参加の経営により、安定した経営基盤を持つ病院づくりに取り組む。

4 令和6年度(2024年度)当初予算の概要

(1) 事業の予定量

病床数	150床
入院患者	31,755人(1日平均 87人)
外来患者	21,870人(1日平均 90人)

(注)平成20年(2008年)4月1日から許可病床200床のうち50床を休床中。

(2) 収益的収入及び支出の予定 (単位：千円)

病院事業収益	1,642,754	医業収益	661,834
		医業外収益	980,920
病院事業費用	1,657,318	医業費用	1,634,443
		医業外費用	22,375
		予備費	500

(3) 資本的収入及び支出の予定 (単位：千円)

資本的収入	13,000	企業債	13,000
		一般会計負担金	0
資本的支出	386,099	建設改良費	24,993
		企業債償還金	356,106
		予備費	5,000

熊本県公告第385号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和6年（2024年）6月18日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
メガセントラルライアル荒尾店【B敷地】  
荒尾市南新地土地区画整理事業11街区
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋 亮太	福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

- 3 大規模小売店舗において、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋 亮太	福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号
未定	
未定	

- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和7年（2025年）2月5日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,645平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
建物敷地内 77台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
駐輪場B-1 南側敷地内B1棟東側  
駐輪場B-2 南側敷地内B2棟東側  
駐輪場B-3 南側敷地内B3棟東側 駐輪場B計15台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
荷さばき施設B-1 B1棟東側 30平方メートル  
荷さばき施設B-2 B2棟東側 30平方メートル  
荷さばき施設B-3 B3棟東側 30平方メートル  
合計 90平方メートル
  - (4) 廃棄物等保管施設の位置及び容量  
廃棄物等保管施設B 建物敷地南側 15立法メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前9時から午後10時まで
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
24時間
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
4箇所 建物敷地東側、北側及び南側
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時00分から午後10時00分まで

- 8 届出年月日  
令和6年（2024年）6月4日
- 9 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県北広域本部玉名地域振興局総務振興課  
令和6年（2024年）6月18日から令和6年（2024年）10月18日まで

- 10 その他  
法第8条第2項の規定により意見を有する者は、この公告の日から令和6年（2024年）10月18日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課に提出することができる。  
なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

熊本県公告第386号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により益城台地中土地区画整理組合の事業計画の変更について認可したので、同条第4項の規定により次の

とおりに公告する。

令和6年(2024年)6月18日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 組合の名称 益城台地中土地画整理組合
- 2 事業施行期間 平成23年(2011年)5月10日から  
令和8年(2026年)3月31日まで
- 3 施行地区 熊本県上益城郡益城町大字古閑字横道、字豊之内、字宅地の各一部、大字  
広崎字立古閑、字六本木の各一部及び大字福富字横道の一部
- 4 組合の事務所所在地 熊本県上益城郡益城町大字古閑301番地5
- 5 組合の設立認可の年月日 平成23年(2011年)4月27日
- 6 変更認可の年月日 令和6年(2024年)6月11日

熊本県公告第387号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和6年(2024年)6月18日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 調達の名称及び数量  
出口対策システム用サーバ等の賃貸借 一式
  - (2) 調達に係る発注・契約担当部局  
熊本県企画振興部デジタル戦略局システム改革課デジタル基盤推進班(熊本県庁行政棟新館9階)  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
  - (3) 調達に係る入札担当部局  
熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
  - (4) 調達の内容  
出口対策システム用サーバ等の賃貸借に係る仕様書(以下「仕様書」という。)による。
  - (5) 納入期限  
仕様書による。
  - (6) 納入場所  
仕様書による。
  - (7) 入札方式(紙入札併用案件)  
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用登録を既に行っている者については、公告後、次のアからエまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。  
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者  
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者  
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
  - (8) 入札金額  
入札金額は、1か月当たりの賃貸借料とする。見積りに当たっては、60月賃貸借料率で計算すること。なお、落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
  - (9) 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
  - (10) 最低制限価格の設定  
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項  
次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
  - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者であること。  
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。  
ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期

間

イ 公告の日から令和6年(2024年)7月2日(火)午後5時まで

ウ 競争入札参加資格審査申請書の提出先  
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

エ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等  
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法  
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 仕様書の内容を満たしていることが証明できること。  
(5) 熊本県告示第811号第2条第1項の規定による指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(4)まで定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書  
イ 機能性能等に係る仕様及び製品仕様書、カタログ等

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和6年(2024年)7月16日(火)午後5時まで

(4) 提出先

1(3)の入札担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和6年(2024年)7月16日(火)午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から令和6年(2024年)7月30日(火)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和6年(2024年)7月29日(月)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和6年(2024年)7月30日(火)午前10時

(イ) 場所 1(3)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和6年(2024年)7月29日(月)(必着)までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等  
 開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に關係のない熊本県の職員）の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等  
 入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。となお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効  
 次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札金額の錯誤  
 入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(3)の入札担当部局に申し出る入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。

1(3)の入札担当部局は、申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等  
 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法  
 開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とす。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日をもつて定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日をもつて定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額（1月当たりの賃借料）に借入月数（60月）を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならぬ。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもつて代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(2)の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

## 7 問合せ

## (1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。  
熊本県企画振興部デジタル戦略局システム改革課デジタル基盤推進班

電話番号 096-333-2143  
ファックス番号 096-381-8211

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班  
電話番号 096-333-2581  
ファックス番号 096-381-9010

ウ 入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班  
電話番号 096-333-2580  
ファックス番号 096-381-9010

エ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター  
電話番号 096-373-2032  
ファックス番号 096-370-5455

## (2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

## 8 Summary

## (1) Name and Content of the procured items:

Lease of Servers for exit countermeasure systems, etc.

## (2) Date and Place for tender:

Date: 10:00 a.m. July 30, 2024

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,  
Management and Purchasing Division  
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)

## (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

System Reformation Division, Digital Innovation Bureau, Department of  
Planning and Development

Kumamoto Prefectural Government

(9th floor of Prefectural Government New Building)

6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture  
862-8570, Japan

Phone: 096-333-2143

## (4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

## 登載依頼

## 熊本県教育委員会告示第24号

地方自治法令（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、  
指定納付受託者として、次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年（2024年）6月18日

熊本県教育長 白石伸一

## 1 名称及び所在地

九州デジタルソリューションズ株式会社

熊本県熊本市西区春日一丁目12番3号

## 2 指定をした日

令和6年（2024年）3月27日

## 3 納付事務を行うことができる歳入の種類

熊本県学校給食費の収入

## 4 納付事務を行うことができる期間

令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日まで

## 公告

熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により作成した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）について、条例第15条の規定により一般の意見を求めるので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。また、条例第16条第1項の規定により開催する準備書の記載事項を周知するための説明会について、条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年(2024年)6月18日

株式会社大 代表取締役 永田 智彦

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - (1) 名称 株式会社大
  - (2) 代表者の氏名 代表取締役 永田 智彦
  - (3) 主たる事務所の所在地 熊本県八代市三江湖町180-1
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
  - (1) 名称 くまさん安定型最終処分場整備事業
  - (2) 種類 産業廃棄物処理施設(安定型最終処分場)の設置事業
  - (3) 規模 埋立区域の面積 78,000平方メートル
- 3 対象事業実施区域の位置
 

熊本県八代市二見赤松町1541
- 4 関係地域の範囲
 

熊本県八代市及び葦北郡芦北町
- 5 準備書の縦覧、期間及び時間
  - (1) 場所
    - ア 熊本県庁(行政棟本館1階情報プラザ)
    - イ 八代市役所(本庁舎1階情報プラザ)
    - ウ エコエイトやつしろ(八代市環境センター)
    - エ 八代市二見コミュニティセンター
    - オ 芦北町役場本庁舎
    - カ 芦北町役場田浦支所
  - (2) 期間 令和6年(2024年)6月18日(火)から令和6年(2024年)7月17日(水)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
  - (3) 時間 開庁時間に準じる
  - (4) 電子縦覧 <https://www.kumasan538.com/>
- 6 意見書の提出
 

準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により事業者  
に提出することができる。
- 7 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
  - (1) 提出期限 令和6年(2024年)7月31日(水)(当日消印有効)
  - (2) 提出方法 縦覧場所(熊本県庁を除く)に備え付けの意見書箱への投函又は問合せ  
先への郵送
  - (3) 意見書の提出に必要な事項
 

意見書には次に掲げる事項を記載すること。

    - ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその  
名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
    - イ 意見書の提出の対象である準備書の名称
    - ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由(日本語により記載  
すること。)
- 8 準備書説明会を開催する予定の日時及び場所
  - 第1回
    - (1) 日時 令和6年(2024年)6月29日(土)午後1時から午後3時まで
    - (2) 場所 八代市二見コミュニティセンター
  - 第2回
    - (1) 日時 令和6年(2024年)6月29日(土)午後4時から午後6時まで
    - (2) 場所 芦北町地域活性化センター
- 9 問合せ先
 

〒869-5163  
熊本県八代市三江湖町180-1  
株式会社大  
電話 0965-37-8181  
受付時間 午前9時から午後5時まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)  
担当者 永田